

廃棄物の野焼きは処罰の対象になります

暖かくなり、野焼きに関する苦情が
出始めております。

中には、土日や夜間など、注意され
にくい時間帯等を狙って野焼きをして
いるケースもあるようです。

廃棄物処理法及び秋田県公害防止条
例の規定により、野焼き(※1)行為は
処罰等の対象となっておりますが、燃焼
行為の禁止にも例外があります。

※1 野焼きとは、焼却設備(※2)を
使わずに屋外で焼却することです。
※2 焼却設備とは、外気と遮断され
た燃焼室を有し、800度以上の高温
で安定焼却が出来る設備のことをい
います。

したがって、ドラム缶や小型焼却炉
及びブロックを組み上げて作ったもの
は、焼却設備には該当しません。

これに該当しない焼却設備で燃焼す
ると、ダイオキシン類が発生し、周囲
の生活環境に悪影響を及ぼす可能性が
高くなります。

【例外的に認められている「野焼き」】

- ・落ち葉等のたき火その他日常生活を
営む上で通常行われる軽微な焼却
- 例 キャンプファイヤーなどを行う際
の落ち葉、木くず等の焼却
- ・農林漁業を行ううえでやむを得ない
焼却

例 農業者が行う期間を定めた稲わら
の焼却(秋田県公害防止条例施行規則)
林業者が行う伐採した枝等の焼却

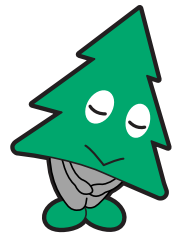
不法投棄がされると、北秋田市
の美しい自然景観が損なわれていると
いう印象を強く与えることとなります。
特に今年は「秋田わか杉国体」、来
年は「全国植樹祭」があり、県内外か
ら各競技の選手・監督をはじめ、天皇
皇后両陛下や多くの方々々が北秋田市
を訪れます。

全国植樹祭 平成20年 春季



「自然」「ひと」が調和し、活気とぬくもりのある交流都市

秋田わか杉国体 9月29日～10月9日



多くの方々々が北秋田市を訪れ
ます。
ごみが捨てられていない、きれいな街を目指しましょう。

漁業者が行う魚網に付着した海産
物の焼却

・風俗慣習上又は宗教上の行事を行う
うえで必要な焼却

例 どんと焼き等の地域の行事における
不要になった門松、しめ縄等の焼却
※例外に当てはまる野焼きをする場合
でも、周囲への生活環境には十分な配
慮が必要となります。



▲野焼きはダイオキシン類などの有害物質を発生させるため絶対に止めましょう

野焼きが発見された時の 処罰は・・・

5年以下の懲役もしくは
1,000万円以下の罰金、または
この併科!!(廃棄物処理法)
野焼きをしてしまう方へ
あなたの近所の方々へ、近
所付き合いを考えて、あなたの
野焼きを注意出来ず我慢して
います。

「あきたエコマイスター」 県北協議会」が発足

地域で活躍しているエコマイスター
の県北協議会が立ち上がりました。
これにより、秋田県北部の環境リ
ーダー達が連携を取りながら、環境保全
活動の充実を図れる体制が作られまし
た。

エコマイスターとは、環境あきた県
民塾の修了者で、地域で環境保全活動
を実践しているリーダーとして県に登
録している方々です。

北秋田市にも現在11名のエコマイス
ターの方がおり、積極的に環境保全活
動を頑張っています。

環境に関心のある市民の皆さん、そ
して、まだ関心を持つきっかけがなかつた
皆さん、環境保全活動に興味を持
ち、その輪を広げていくためにも、エ
コマイスターと連携し、積極的に環境
保全と関わりを持つていきませんか?
◎お問い合わせ
関口 ヨシさん ☎62-01660

START YOUR ECO LIFE!



秋田県公害防止条例より抜粋

第37条の2 何人も、稲わら、ゴム
合成樹脂その他燃焼の際著しいばい
煙を発生する物質を屋外において多
量に燃焼させてはならない。ただし、
規則で定めるところにより、燃焼さ
せる場合はこの限りでない。
※稲わらは、1月1日～9月30日及
び11月11日～12月31日の期間で周辺
の生活環境を損なうおそれのない場
合は、燃焼することが出来ます。
(秋田県公害防止条例施行規則第12
条の2第3号)

廃棄物の不法投棄も 立派な犯罪です

ごみを分別するのは面倒臭いし、当たり前で
処理するとお金がかかってしまうから、こっそり誰
もいないところに不法投棄してくるかな・・・



この自然豊かな美しい北秋田市にも、
廃棄物の不法投棄が後を絶ちません。
空き缶などのポイ捨てごみやベットの
フンに始まり、テレビや冷蔵庫などの
家電ごみ、中には農機具や車、タイ
ヤなど、処理に困るものがごみとして
沢山捨てられています。
中には、ごみを目立たないようにす
るためか、わざと不法投棄ごみを道端
から谷底に落とすように捨てている悪
質なケースも確認されています。
ちなみに昨年度は、悪質な不法投棄
事件を警察に引き渡し、処罰を受けた
ケースも何件もあり、中には数十万円
の罰金刑に処せられたケースもありま
した。



▶米代川河川敷に投棄されたごみ。警察に引き
渡した後、不法に投棄した人が特定され、罰
金刑に処せられました

「環境あきた県民塾」受講生募集中!

地球温暖化、公害、ごみ問題・・・様々な環
境問題について学びませんか?

北秋田市でも受講できます。
◎申し込み・お問い合わせ
秋田県生活環境文化部環境あきた創造課
☎018-860-1574
E-Mail: kansou@pref.akita.lg.jp
※申し込み用紙は、市役所・公民館に備え
付けてあります。

みんなで防ごう土砂災害

土砂災害防止月間 6/1～30日

危険箇所図は市役所及び各支所で見ること
ができます。日頃から危険な所や避難場
所について、確認しておきましょう。

強い雨や長雨の時などは、気象情報や市
の広報車の呼びかけ等に注意しましょう。

【参考】
平成18年は全国46都道府県で1,441件の
土砂災害が発生!
人的被害(死者・行方不明者) 25人!

たけのこ採り 行き先告げて 無理せずに

みんなで楽しく出かけよう!
～慣れた山でも危険がいっぱい～

たけのこ採りのシーズンになりました。もし、遭難すると
家族の方が心配されるだけでなく、捜索に多くの人員を要す
るなど、多大な手間と費用がかかることになり、周囲に大き
な迷惑をかけることとなります。(捜索は原則有料です)

入山される場合は次のことに十分留意してください。

【遭難しないための心得】

- 入山する地点、駐車場所、帰宅予定時刻を家族に知らせておく。
- 登り慣れた山でも単独による入山や午後からの入山は避ける。
- 食料、雨具、着替え、時計、ライター、光る物、発煙筒な
どを持ち、目立つ服装で入山する。
- 熊と鉢合わせしないため、ラジオ、鈴などで音を出しながら行
動する。
- 迷ったときは歩き回らず、体力消耗を避けるため、大木の
下や岩陰で救助を待つ。
- 捜索のヘリコプターは、一度通過しても何度も同じ場所を
飛びます。諦めずに合図を送りましょう。